

經濟財政諮問會議（平成28年第19回）  
議事録

内閣府政策統括官（經濟財政運営担当）

経済財政諮問会議（平成28年第19回）  
議事次第

日 時：平成28年11月25日（金）17:58～18:38

場 所：官邸4階大会議室

1．開 会

2．議 事

（1）最近の金融・経済情勢について

（2）経済・財政一体改革 - 社会保障改革、地方行財政 -

（3）平成29年度予算編成の基本方針について

3．閉 会

(石原議員) それでは、第19回目の「経済財政諮問会議」を開催させていただきます。  
本日は、議題が3つと、大変詰まっておりますので、御発言は簡潔にお願い申し上げます。

#### 最近の金融・経済情勢について

(石原議員) それでは、岸田大臣から、金融・経済情勢について、スタートさせていただきたいと思っております。

(岸田臨時議員) お手元に「トランプ次期大統領の政策」という資料を提出させていただいております。

この中身について説明をさせていただきますが、トランプ次期政権の方針について政権が発足していない段階で予断はできませんが、トランプ次期大統領は経済分野で主に以下の方針を表明しています。

1つは、貿易分野では、大統領就任時にTPPから離脱する意図について通知を発出し、それに代わり、公平な二国間貿易協定の取決めを交渉する。

2つ目としまして、道路、橋、鉄道等のインフラ分野への5,500億ドルの投資を追求する。

3つ目としまして、オバマケアの見直し、エネルギー関連規制の緩和、あるいは税制改革、不要な規制の撤廃、金融サービス改革等を進める。

こうした方針を表明している次第です。

いずれにしても、TPPについては、経済的・戦略的重要性について理解を得るべく、米政権、議会、そして、経済界等、幅広く様々な機会を通じて粘り強く働きかけてまいります。また、次期大統領が重視するインフラ、エネルギー分野は、日米双方にとって有望なビジネスチャンスであり、今後、更にこの分野での日米協力を深めてまいりたいと存じます。

以上です。

(石原議員) 続きまして、資料2「最近の金融・経済情勢について」新原統括官から説明させます。

(新原内閣府政策統括官) 資料2、1ページと2ページをご覧ください。金利については、長期金利の上昇やイールドカーブの上昇シフトが見られ、特に米国において顕著でございます。

3ページと4ページの株価の動きをご覧ください。日本、米国、中国での上昇が顕著でございます。

5ページと6ページは株価上昇の内訳を示しておりますが、日米とも、金融業とインフラ関連産業の上昇が顕著でございます。

7ページと8ページは為替の動きです。ドル高方向に推移しており、日本円との関係も顕著な動きになっております。

9ページは、米国の貿易相手国で、輸出入ともに、カナダ、メキシコ、中国のシェアが

大きくなっています。

10ページは、直接投資関係で、米国の投資先は、オランダ、英国、ルクセンブルクが大きく、投資の受入れ元は、英国、日本、ルクセンブルクが大きくなっています。

以上でございます。

(石原議員) これを受けまして、経済界の受け止めについて、榊原議員、お願いいたします。

(榊原議員) 資料3ですけれども、トランプ次期大統領の経済政策、通商政策につきましては、先ほど岸田大臣から御説明があったとおりでございます。

大統領就任前の現時点で予断は禁物だと思いますけれども、資料の1ページに示しておりますが、減税、規制緩和、インフラ投資などの経済政策については、実現した場合の景気拡大への期待がある一方で、TPPからの離脱、NAFTAの再交渉といった通商政策については、懸念が強い、留意が必要というのが現時点での我々経済界の受け止めでございます。

特にTPPにつきましては、先ほど御説明があったとおり、離脱を表明しています。この点につきましては、総理も様々な場で言及されておりますとおり、あくまでアメリカを含めた参加12カ国での発効を目指して、各国が国内手続をしっかりと進めていくことが重要であると思います。経済界といたしましても、2ページ目の参考1に整理してございますが、TPPの経済的な意義だけではなくて、アジア太平洋地域の平和と安定にも資する、そういった戦略的意義も含めて、あらゆる機会を通じて訴えていきたいと思っております。

また、NAFTAでございますが、3ページの参考2でございます。この制度を活用して、自動車産業など、北米におけるバリューチェーンを構築している数多くの日本企業がございまして、こういった企業にとりまして、仮にNAFTAが再交渉ということになりますと、これはアメリカ企業も含めてそうですけれども、極めて大きな影響が予想されます。TPPと同様、NAFTAに関しても、新大統領の翻意を何としても求めたいと思っております。

我々経済界といたしましては、新政権に対して、4ページの参考3にございますが、日本からの直接投資、企業進出、雇用創出などを通じて、アメリカ経済に多大な貢献をしているといったことを含めて、統合度の高い日米の経済関係がアメリカ経済にとっても不可欠だということを訴えていきます。様々なチャンネルを通じまして、新政権や議会との関係を構築して、アメリカとの経済連携を強化いたします。早速、来週でございますが、経団連の経済ミッションをワシントンに派遣いたします。新政権との関係構築に向けた取組をしまいたいと考えております。

(石原議員) 御意見があります方は、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

岸田大臣、ありがとうございました。

(岸田臨時議員退室、塩崎臨時議員入室)

## 経済・財政一体改革 社会保障改革、地方行財政

(石原議員) それでは、塩崎厚生労働大臣に御参加いただきまして、「経済・財政一体改革」の各論として、社会保障改革、地方行財政の議論をさせていただきたいと思います。

まず新浪議員から御説明をいただければと思います。

(新浪議員) 資料4-1と資料4-2をご覧になっていただきたいと思います。

最初に薬価制度の抜本改革についてであります。効果の高い医薬品を効率的に使えるように、そういうことを目指して薬価を設定すべきだと思います。また、実態に基づいて迅速な薬価設定をしていくべきであると思います。また、そういう中で、製薬メーカーが、付加価値の高い薬を創り出すことができるようにする。一方で、配慮すべき点は、流通、卸売の皆さんにとって、公正な取引になるような環境を作ることが必要だと考えます。

資料4-2の3ページ、図表4をご覧になっていただきたいと思います。こちらに現薬価制度の課題を述べてございます。後述する基本方針の策定に際しては、ぜひともこれらの課題に関する解決策を盛り込んでいただきたいと思います。

まず1つ目は、薬価改正は、現行2年に1回でございますが、オブジーボがその典型でございますように、想定外に適用が拡大する際の迅速な再算定を行うルールがございません。また、どんどん販売が増えても、50%以上薬価を引き下げることができません。ゆえに、毎年の薬価改定を提言したいと思います。迅速に実勢に合わせていくべきだと考えます。また、今の薬価制度は、ゾロ新と言われる、非画期的な新薬の開発も助長されているとも言われている。ゾロ新に関しても、その効果を薬価に反映すべきだと考えます。

2つ目に、類似薬のない新薬、いわゆる先発薬の場合、製薬メーカーが申請する原価計算で薬価が決められていますが、透明性・妥当性の検証が欠如しております。原価の内訳の公表を義務づけ、透明性を担保すべきだと思います。

3つ目に、後発医薬品の新規収載価格は先発品の5割が原則になっております。国際的に見て、これは高過ぎるという状況でございます。これを少なくとも3~4割に改めるべきと考えます。

本薬価制度の抜本的改革に関して、当諮問会議と厚労省が連携して、年内に基本方針を取りまとめるべきだと思います。

資料4-2の5ページ目でございます。1人当たりの医療費・介護費の地域差是正に向けたガバナンスについてです。都道府県の地域差を是正する上で、国のガバナンスをより強くすべきではないかと思えます。7,800億円に上る調整交付金や助成金の配分をインセンティブとして、厚労省に責任を持って取り組んでいただくことが必要だと思います。配分の具体策を年度内に明確にすることによって、都道府県の地域差是正に向けたアクションにつなげていただきたいと思えます。

最後に申し上げたいのは、資料4-2、7ページ目、終末期医療についてでございます。これについては国民のQOL向上という観点で大変重要でございます。国民の5割以上は、

QOLの観点から、終末期を自宅で過ごすことを希望しておられます。患者や家族の終末期における負担や混乱を軽減する、福井や宮崎での取組のような先進事例が出ております。厚労省も積極的にこのような先進事例を横展開していただきたいと思います。

以上でございます。

(石原議員) 続いて、高橋議員、よろしくお願いたします。

(高橋議員) 資料5 - 1、資料5 - 2を両方一緒にご覧いただきたいと思います。

まず、資料5 - 1、国・地方が一体となって財政健全化を進める必要があり、来年度予算は、地方の頑張りを引き出す工夫、国と基調を合わせた構造改革、行財政改革を推進する予算とすべきと思います。

具体的には、「1. 頑張る地方を支援」ということで、トップランナー方式について、来年度予算から、残る7業種のうち2業種に導入していただける、という御決断には敬意を表したいと思います。一方で、「引き続き検討」とされた窓口業務については、再来年度には対象化をお願いしたいと思います。また、「見送る」とされた図書館業務など4業種については、地域によっては、例えば公民館の運営を自治会に委託するような、そういう工夫をしているところもありますので、地域特性に合った工夫の程度、住民満足度、効率性等について比較考量することが極めて有意義だと思えます。引き続きフォローアップしていく必要があると思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

続きまして、「2. 行政サービスの効率化」でございますが、資料5 - 2、3ページをご覧いただきたいと思えます。3ページの図表2でございますが、いわゆるe L T A X、地方税の電子納税の仕組みでございますが、ここはわかりづらくて手間がかかると言われておまして、一番下に累計で書いてございますが、導入している市町村は0.6%でございます。非常に低いと思えます。それから、右側の図表3をご覧いただきまして、自治体の行政手続のオンライン利用率なのですが、真ん中より少し下に「粗大ごみ収集の申込」があります。これは件数として2,822万件あるのですが、なんとオンライン利用率は7.5%しかないということで、自治体共通の書式、手続の標準化、こういったものを改めて後押しすべきではないかと思えます。

次の4ページをご覧いただきまして、図表4でございますが、これは横軸に地方公務員1人当たりの人件費と都道府県別の民間賃金比率を置いております。そして、縦軸に公務員の比率を置いておりますが、右上の赤くプロットした部分にある青森県や秋田県などは、民間に対する賃金水準が高くて地方公務員の比率も高いわけございまして、地域民間給与をよりの確に反映することを通じた給与の適正化が要請されていると思えます。取組が遅れている自治体には、その見直しを促すべきではないかと思えます。

続きまして、次のページでございますが、図表5をご覧いただきたいと思えます。今、自治体には「公共施設等総合管理計画」の策定をお願いしているところでございますが、各市の例を挙げておりますが、これをご覧いただきますと、人口見通しや対象期間、施設、これが自治体によってバラバラでございます。せっかく自治体が苦勞して作っているわけ

ですから、推奨記載例などを提示していただいて類似自治体間で比較可能にしていく、そして、有効活用ができるようにすべきではないかと思えます。

それから、もう一度、資料5 - 1に戻っていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思えます。2ページの上から2つ目の黒ポツでございますが、「重点課題対応分」でございます。2,500億円についてですが、関連補助金なども含めて、効率的・効果的に課題解決に結びついているかどうかということ、しっかり検証すべきだということ、申し上げたいと思えます。

最後「4 . 」でございますが、先進事例の横展開を加速する必要があると思えます。そういう意味では、導入団体と導入していない団体で財政の節約効果がどのくらい違うのかを比較すべきですし、あるいは先進事例の横展開を進めていない自治体の背景を検証する必要があるのではないかと思えます。また、自治体の中で、未知の領域や市場に挑戦することを積極的にやっているところもあります。例えば香川県などは、平成30年度までに全県を一水道事業にするという極めて野心的な目標を立てているわけですが、こういったいわゆる「ファースト・ペンギン」、一生懸命やろうとしている自治体を鼓舞するような形の支援を是非ともお願いしたい。横並びで待っているような自治体ではなくて、自ら水に飛び込んでいく自治体を応援していただきたいということ、申し上げたいと思えます。

以上でございます。

(石原議員) それでは、新浪議員の提言を受けて、塩崎大臣、お願いいたします。

(塩崎臨時議員) 資料6をお開きいただきたいと思えます。

1ページ目、まず、薬価制度の見直しについての御提起をいただきました。高額薬剤への対応につきましては、緊急的にオプジーボの薬価を50%引き下げるとともに、ガイドラインによって、より効果的な使用方法に限定いたしたいと、徹底させていただきました。

左下に課題と書いてあるところがありますが、私どもとして、薬価制度に対する様々な課題を踏まえ、また、先ほど新浪議員から御指摘いただいたことも含めて、イノベーションの推進と国民皆保険制度の持続性の両立を目指した、薬価制度の抜本改革を行いたいと思っております。

具体的には、右下に検討の方向性がございまして、一定規模以上の市場拡大については新薬収載の機会というのが年4回ございますが、これを最大限活用して薬価を見直すことを検討いたしたいと思えます。また、後発品を含めて、一定以上の薬価差が生じた品目については、少なくとも年1回、薬価を見直すことを検討したいと思えます。

この他、薬価算定方式の正確性・透明性の向上とイノベーション評価の加速化、バイオ医薬品についての研究開発支援方策の早急な策定とバイオシミラーの使用目標の設定、外国価格との調整の大幅な改善、費用対効果評価による価値に基づく薬価引上げを含めた価格設定の本格導入による効果的な創薬の推進などについて、検討を行いたいと思えます。特に今回のオプジーボもそうでございますが、バイオ医薬品はこれから増える一方でございますし、また、高額ということでもありますので、心して改革に取り組みたいと思えます。

2 ページ目、医療費の地域差是正について、今日もお話を頂戴いたしました。前回お話を申し上げた基本的な方向性ラインは変わっておりませんが、国の支援の下で、都道府県が被用者保険も参画する、真ん中にあります、保険者協議会で、医療費分析や適正化など主導的な役割を發揮できるよう、都道府県の権限の強化、そして、医療関連人材の強化等を図っていきたいと思います。人材がいなければ情報が集まってもいきませんが、まず第一に、国民健康保険の情報ぐらいしか今は集まっていないという状況でございます。

それから、介護保険につきましても、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化を図るための法改正を含め、制度化に取り組みたいと思います。

ICTやAIにつきましても、未来投資会議で申し上げたとおり、医療・介護へのICT、AIのフル活用をしまいたいと思います。

3 ページ目、医療保険制度・介護保険制度の見直しでございますけれども、改革工程表について御議論を賜ってまいりましたが、医療・介護の制度見直しにつきましても、高齢者の特性や低所得者にも配慮しながら、年末までに結論を得られるように、それぞれ審議会で詰めの検討を進めてまいります。

以上でございます。

(石原議員) 続きまして、高橋議員の御指摘を受けまして、総務大臣、お願いいたします。

(高市議員) 地方行財政改革については、これまでも「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って着実に取り組んできたところでございますが、平成29年度以降においても、引き続き積極的に推進していきます。

併せて、地方団体が一億総活躍社会の実現に向けた取組や地方創生を推進することができるよう、平成27年6月30日に閣議決定された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額をしっかりと確保していききたいと思います。

トップランナー方式については、平成28年度に、多くの団体に業務改革に取り組んでいる16業務について導入致しました。平成29年度においては、平成28年度から導入した16業務について、経費水準の2年目の見直しを実施するとともに、新たに、「青少年教育施設管理」及び「公立大学運営」の2業務についてトップランナー方式を導入致します。

「まち・ひと・しごと創生事業費」について、現行の1兆円規模を維持することが必要でございます。その上で、地方交付税の算定においては、改革工程表の方向性に沿って、「取組の必要度」から「取組の成果」へ、平成29年度から3年間かけて1,000億円シフト致します。なお、改革工程表において、成果による配分を5割以上とすることを旨としており、段階的実施の最終年度である平成31年度において、更なる見直しを検討致します。

以上ご説明したとおり、トップランナー方式の導入拡大など、民間議員からいただいたご提言に対しては最大限の対応をしたところでございます。それ以外にも様々なご提言をいただいておりますが、地方行財政改革の推進については、地方団体の理解や協力を得な



がら推進していくことが重要と考えております。

なお、「経済再生なくして財政健全化なし」の安倍内閣の基本哲学の下、総務省では、こうした地方行財政改革の取組と併せ、あらゆる政策を動員しながら地域経済好循環の拡大を強力に推進していることを付言させていただきたいと思えます。

(石原議員) それでは、更なる御意見、御質問、反論、何でも結構でございます。いかがでございましょうか。

財務大臣、先にいきますか。

(麻生議員) オプジーボの問題がありましたけれども、これは、現在の薬価制度の下で適切な薬価が算定できなかったために緊急的な対応が必要になったということで、この問題は、別にオプジーボだけの話ではなくて、薬価制度そのものの問題だと思っております。

急速な少子高齢化に加えまして、次々と高額な薬剤が登場していく中で、医療保険制度とか、国の財政をしっかりと維持していく必要がある立場におりますので、「給付や負担の見直し」とか、「医療提供体制の見直し」に加えて、薬価制度を抜本的に改革していくということは、避けられないのだと思っております。先ほど民間議員の方から、適用拡大等の場合に薬価を引き下げるルールを設けるとか、毎年調査を行い流通価格の実勢を反映する毎年改定の仕組みとするなど、時宜にかなった貴重な御意見をいただいたところでありますので、これには敬意を表したいと思っております。「経済・財政再生計画」の改革工程表を踏まえて、塩崎厚生労働大臣とも相談しながら、薬価制度の抜本改革等々、国民負担の軽減につなげるという方向で検討させていただきます。

(石原議員) 榊原議員、どうぞ。

(榊原議員) 今、お話のあった薬価制度の抜本改革ですが、これは提案どおり、しっかりと取り組むことが必要だと思えます。

それから、先ほど新浪議員は、説明をスキップされましたけれども、画期的な新薬創出に向けた製薬メーカーのイノベーションの促進、研究開発投資を促すこと、これも非常に大事であります。医薬品産業というのは、売上高の10%超、年間で1兆5,000億円の研究開発投資を行っておりますけれども、国際競争力を一層強化するためには更なる投資拡大が必要だと思えます。今回の提案に盛り込んでおりますけれども、効能に応じて営業利益率を加算する仕組み等々、投資を促進する、研究開発を促進するようなインセンティブ策も、あわせて講ずる必要があると考えます。

私からは、以上です。

(石原議員) 伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 薬価の情報の話なのですが、不透明性は否めないと感じます。例を挙げますと、薬価の基準となっている厚生労働省の医薬品価格調査でございますが、これは国の一般統計ではあるのですが、調査の結果は非公表、公表予定も非公表、過去情報はなし、という非公表統計になっています。これらの統計を基に9兆円の薬剤給付が定められている中で、こういうことはあまり好ましくないと思えますので、今後、情報をもっと公開し

ていく方向で是非検討していただきたいと思います。

それから、費用対効果の重要性について、オブジーボは年間3,500万円かかると言われているわけですが、その効果はどうだったのかということを検証していただきたい。

後発医薬品は基本的に同じ薬効であるはずなのですが、価格が4つ存在するケースもございまして、お医者さんや薬局はどうしても高い薬を使おうとしているわけですが、これも見直しが必要だろう。

もう一点だけ、ガバナンスの話で、都道府県が医療費適正化計画を作り、その前提となって地域医療構想があるのですが、この計画の執行段階でこれから相当な困難が予想されると考えられるわけで、現に青森県のように個々の病院の再編あるいは病床転換の具体策まで提示しているところもあるのですが、多くのところはそのようになっていないわけで、そういう意味では、都道府県が質の高い医療費適正化計画を策定してそれを実行するというガバナンスを効かせるために、例えば都道府県に対して実績に応じて医療関係の全ての助成や調整金を大幅に傾斜配分できるような形のを国がやれるかどうかということは、今後、検討していただきたい。第3期医療費適正化計画の策定がスタートする前の今年度中に、この点について更に踏み込んで明確化していただければと思います。

(石原議員) 高橋議員、どうぞ。

(高橋議員) 薬価の抜本改革ですが、私は特に薬価の毎年改定に踏み切るべきということとを強調させていただきたいと思います。日々の技術革新の中で高い薬が四半期ごとに上市されるわけですが、一方で、生産が効率的になって利活用が拡大している薬は、市場価格が低下しても原則2年間据え置かれたままです。それに伴う機会損失は、私どもの試算だと2,000億円に達すると思われれます。この金額は極めて大きいと思います。若者が社会保障の持続可能性に疑問を持って、将来が不安だといって貯蓄に向かってしまっている。そういう状況にならないためにも、できるところは積極的に見直さなければいけないと思いますので、是非とも薬価は毎年調査をして、適正な市場価格にするということを実現していただきたいと思います。

(石原議員) 官房長官、どうぞ。

(菅議員) オブジーボの件は、470人の患者に適用するものが、適用範囲を拡大して1万5,000人になって、それでも何もできないという、そこが一番の問題だったと思います。そういう意味で、適用拡大をするときに必ずそこで価格見直しをする、これは当然やるべきだと思います。

それと、今、言われましたように、オブジーボのような例をこれから見逃さないことも大事だと思いますので、毎年の薬価調査、そして、改定というのは、行うべきだと思いますし、更に新薬創出加算も抜本的に見直しをして、費用対効果がしっかりやられるようにすべきだと思います。

皆さんの意見と全く一緒でありますので、ぜひ厚労大臣の下でしっかり、それも熱いう

ちに方向性を決めるべきだと思います。

(石原議員) 5人の方から御意見がありました。塩崎大臣、今日のところ、ございますか。

(塩崎臨時議員) 今、御指摘をいただいたことは、1ページ目の「検討の方向性」をよくお読みいただくと、ほとんど全て入っているのではないかと考えています。毎年というお話がありましたが、必要なものは年4回の新薬収載の機会を捉えて、効能追加、いわゆる適用拡大を逃すことなくしっかりとやっていくということですから、年1回だけではなく、年4回のチャンスがあるということで、随時、そういうところは臨機応変にやっていく、ということだと思います。それから、新薬の加算の問題、R&Dのインセンティブのことについても、検討の方向性の中にございます。新薬の話は1番目、薬価の算定方式の問題にも含まれていますし、一番下の「 」の費用対効果評価による価値に基づき、上市後の薬価引上げを含めた価格設定を本格導入、つまり良いものは良いと評価する、ということ初めて導入したらどうか、ということも申し上げます。

そういうことでございますので、今、色々御指摘いただいたオブジーボについては、御指摘を受け、第1回目に5割引き下げるということで、また、適用の在り方もありましたが、これはゲノム医療を組み合わせることによって、効果がより高いときに使うことへの絞り込みを含めて、これからゲノム医療にも力を入れて、効果がないときには使わないようにしていく、ということが特に高額医療の場合には重要になってくるということなので、ゲノムに力を入れることがこれからますます重要になると思います。

それから、調査の結果の透明性の問題についてお話がありました。いただいた問題意識を受けて、どのようなことができるか考えていきたいと思っております。

都道府県のガバナンスの問題については、特に調整交付金の点について新浪議員から御指摘いただきました。その問題意識を受けて、保険者協議会の右側に都道府県の権限の強化とありますが、これは都道府県がしっかり全体を押さえながら、ということです。先ほど申し上げたように、保険者の中で、医療費をどれだけ構成しているかということ、平成30年度から国保を見るということで、今のところ、都道府県は全部の情報を見ていない状況であることを踏まえた上で、これから私ども厚労省としっかり連携して都道府県がリードできるように、調整交付金についても整理していきたいと思っております。

(石原議員) 前向きに、早急に御検討いただくと、御理解をいただきました。

(高市議員) 有識者議員提出の「国・地方を通じた歳出改革の実現に向けて」について、意見を申し上げます。

まず資料5-1の1ページ、「行政手続のIT化の実態把握を進める」「オンライン化推進に向けて、自治体共通の書式・手続等の標準化プラットフォームを整備すべき」という御指摘でございますが、現在、地方公共団体の申請届出手続のオンライン利用率は47.1%、ちなみに、国の利用率は45.4%ですから、地方の方が高くなっております。オンライン利用率につきましては、毎年調査を実施して、実態を把握しております。それから、自治体

共通のプラットフォームということですが、既に各都道府県で、管内の市区町村の全部、または一部による電子申請システムが構築されていますので、これを活用しながらしっかりと進めてまいりたいと思います。

資料5 - 2の図表4でございますが、各地域における公務員比率と公務員給与との間に明確な相関関係があるとは考えられないので、この分析自体にどの程度意味があるのか私には理解できません。右上の部分を見ていただきますと、国家公務員給与との比較であります「ラスパイレス指数」が低い団体ほど相対賃金が高いという評価になってしまっているのです。沖縄ですとか、岩手ですとか、高知ですとか、青森が上の方に入ってきています。賃金センサスのデータとどのような比較をされたのかはわからないのですが、公務員と民間労働者の給与を比較する場合には、一般的と考えられる給与の決定要件、学歴ですとか、年齢ですとか、役職段階を合わせて比較する方が適当だと思っています。人事院と人事委員会が共同で実施している民間給与実態調査に基づいて、精確なラスパイレス比較を行う必要があると思っています。

それから、「国の「給与制度の総合的見直し」を踏まえて、地域民間給与のよりの確な反映を行う」という御提言ですが、適切に地方公務員給与の見直しを行うよう助言してまいりまして、本年4月時点で、約98%の団体に給料表の見直しを実施していただいています。ですから、不適切なところがありましたら、引き続きフォローしてまいります。

それから、資料5 - 1の文章の2ページ目でございますけれども、「重点課題対応分」について、交付税分を含む事業関連予算全体の成果を、当該事業主管省が中心となって検証すべき」と書かれていますが、地方交付税は、御承知のとおり、法律上、条件を付けたリ、また、用途を制限してはならず、地方が自由に使える一般財源ですから、国庫補助事業とは異なりまして、実績や成果を検証するという事は、私どもではできません。

それから、資料5 - 1の2ページ目、同じくですが、「公共施設等総合管理計画」について御提言がございました。総務省から特定の将来時点や対象インフラなどを示した場合、たとえ「推奨」であったとしても、地方公共団体にとっては、各団体が保有する公共施設等の老朽化の度合いですとか、施設利用需要の変化、充当可能な財源見込み、こういった地域の実情にかかわらず、一律の考え方で計画策定を求められることを意味してしまうので、そのような「記載例」を示すということはなかなか理解が得られにくいと思っています。「公共施設等総合管理計画」は、要請期間であります平成28年度中にほとんどの団体に策定が完了いたしますので、これをしっかりとフォローしてまいります。

最後に「窓口業務」です。資料5 - 1のやはり2ページ目でございますが、「窓口業務」につきましても、業務のコストですとか、民間委託による歳出効率化効果の算定結果は、「見える化」することにしております。

以上でございます。

平成29年度予算編成の基本方針について

(石原議員) もう一つ議題がございますので、最後の議題に移らせていただきたいと思います。

最後に総理の指示がございますので、塩崎大臣はもうしばらくお付き合いください。

来年度の予算編成の基本方針については、既に資料8のとおり、総理から御諮問をいただいております。

麻生大臣、財政審の来年度予算編成に関する建議のポイントについて、御説明をお願いします。

(麻生議員) お手元の資料9の1ページに沿って御説明を申し上げたいと思います。

「1. 財政の現状と課題」の2つ目の黒ポツのところで、量から質への転換が求められていることも踏まえて、需要喚起を目的とした財政政策から、潜在成長率の伸び悩みに対応する供給側の構造改革に重点を移すべき、と提言されております。

3つ目のポツでは、世界経済や自然災害のリスクが顕在化している場合に備えて、早期に債務残高を引き下げる必要がある、と指摘されております。

4つ目のポツでは、2020年度のPB黒字化の目標については、これを遵守し、各歳出分野における個別の事情を理由にして実現が左右されてはならない旨が記されております。

「2. 財政健全化に向けた基本的考え方」ですけれども、3つ目のポツで、財政健全化に向けての最大の課題は、社会保障であって、給付の抑制・適正化を行うとともに、給付に応じた負担を求めることで、受益と負担のアンバランスを一刻も早く解消するべきとの意見も示されております。

「3. 平成29年度予算編成の課題」の1つ目のポツで、平成29年度の予算については、「経済・財政再生計画」の2年目の予算であって、したがって、計画の「目安」に沿って、平成28年度予算と同様、一般歳出の伸びを5,300億円に、社会保障関係費の伸びを5,000億円に抑制すべきという意見をいただいております。

以上がいただいた建議のポイントでありますので、建議を踏まえ、「目安」に沿った予算編成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(石原議員) 資料10は、既にお示しさせていただいております「平成29年度予算編成の基本方針(案)」ですが、この案を経済財政諮問会議の答申として決定したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。何か御意見があれば、承ります。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(石原議員) それでは、答申として決定をさせていただきたいと思います。

11月29日に閣議決定をさせていただければと思っております。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

(石原議員) それでは、総理、よろしくお願いたします。

(安倍議長) 本日は、第一に、米国大統領選挙以降の金融・経済情勢について議論しました。トランプ次期米国大統領とは、先週お会いし、率直な話をすることができました。今後も、共に信頼関係を築いていきたいと思えます。

第二に、社会保障改革と地方行財政改革について議論しました。

まず、薬価について、オプジーボの価格を、来年2月から早速、5割引き下げることといたしました。

本日の議論では、民間議員から提案のあった薬価の改定ルールの抜本的見直し、透明性の向上、新薬の評価の際の費用対効果の反映などが重要といった指摘がありました。

こうした民間議員の提案も踏まえ、薬価制度の抜本的改革に向けて、諮問会議で議論し、年内に基本方針を取りまとめていただきたいと思います。

また、医療費・介護費の地域差を是正するためには、関係者の役割分担と責任を明確にしながらい丸となって取り組むことが重要です。

塩崎大臣には、リーダーシップを発揮していただき、関係者をまとめ、社会保障改革を加速していただきたいと思います。

地方行財政については、これまで民間議員から、2020年度の財政健全化目標の達成のためには、国・地方一体となって財政健全化を進める必要がある。地方財政においても、国の取組と基調を合わせて改革を推進することが重要との意見がありました。高市大臣におかれては、本日の議論を踏まえ、先進事例の横展開を図るなど、地方自らの頑張りを最大限引き出す改革を進めていただきたいと思います。

最後に、平成29年度予算編成の基本方針の答申をいただきました。来年度予算編成に向けては、財政健全化への着実な取組を進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指します。

石原大臣、麻生大臣をはじめとして関係大臣におかれては、しっかりと対応していただきたいと思います。

(石原議員) それでは、プレスの皆様は、御退室をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

(石原議員) それでは、これもちまして、お開きとさせていただきます。

(以上)